

主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人門馬博の上告趣意は、事実誤認、量刑不当の主張であり、被告人本人の上告趣意のうち憲法三七条違反をいう点は、記録によれば、被告人及び弁護人が証人申請をした事実は存しないから、前提を欠き、その余は、違憲をいう点を含め、実質はすべて事実誤認、単なる法令違反、量刑不当の主張であつて、いずれも刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号、一八一条一項但書により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和六〇年九月三〇日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	矢	口	洪	一
裁判官	谷	口	正	孝
裁判官	和	田	誠	一
裁判官	角	田	禮	次 郎
裁判官	高	島	益	郎